

子どもや保護者の意見をもつ  
と活かすため、学校評価の  
あり方の見直しを！

2021年12月町田市議会 諸派 矢口まゆ

# 学校関係者評価について、 文科ガイドラインより

## 学校評価の結果と改善策の公表

- 各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果について、それを踏まえた今後の改善策と併せて、学校便りへの掲載や、PTA総会等を活用した保護者等を対象とした説明会、学校のホームページや地域広報誌への掲載などの方法により広く保護者に周知する。なお、小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校については、自己評価又は学校関係者評価を両校横断的に実施するシステムを基本としていることから、横断的な評価結果について
- 自己評価の結果の公表に当たっては、単に外部アンケート等の結果を公表するのではなく、P.10「(1) 自己評価」に記述したように学校として組織的にPDCAサイクルにより自己評価を実施し、その結果を「学校の自己評価の結果」であることを明らかにして公表する。  
学校関係者評価についても、同様に、「学校関係者評価の結果」であることを明らかにして公表する。

- ・ 学校HPへの掲載
- ・ 自己評価の結果であるということ、学校関係者評価の結果であるということをそれぞれ明らかにして公開。

## (3) 自己評価及び学校関係者評価の評価結果の公表・説明

### ポイント

#### 改善策の公表

評価結果を公表する際には、併せて、その結果を踏まえた今後の改善策について公表することにより、保護者・地域からの理解と連携を促す工夫が重要

#### 広く公表

公表に当たっては、一部の者のみ説明するのではなく、広く一般の保護者等が知ることができる方法により、「学校の自己評価の結果」等であることを明示して行うことが重要

### 学校評価の結果と改善策の公表

- 各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果について、それを踏まえた今後の改善策と併せて、学校便りへの掲載や、PTA総会等を活用した保護者等を対象とした説明会、学校のホームページや地域広報誌への掲載などの方法により広く保護者に周知する。なお、小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校については、自己評価又は学校関係者評価を両校横断的に実施することを基本としていることから、横断的な評価結果について共同して周知することが望ましい。

### 公表に当たっての工夫と留意点

- 評価結果及びそれを踏まえた今後の改善策の公表は、学校の現状やこれまでの努力とその成果、さらにそれらを踏まえた今後の改善策について家庭・地域等に周知するものであるとともに、今後の取組に向けて家庭・地域の理解や連携協力を求めていくための手段（ツール）でもある。  
このことから、評価結果及びそれを踏まえた今後の改善策の公表に当たっては、その受け手として想定される対象に合わせて適宜公表する内容等を工夫する。保護者や地域住民の立場から公表された情報を見て、学校に共感し一緒に努力していこうと思えるようなものとするのが期待される。
- 自己評価の結果の公表に当たっては、単に外部アンケート等の結果を公表するのではなく、P.10「(1) 自己評価」に記述したように学校として組織的にPDCAサイクルにより自己評価を実施し、その結果を「学校の自己評価の結果」であることを明らかにして公表する。  
学校関係者評価についても、同様に、「学校関係者評価の結果」であることを明らかにして公表する。

保護者アンケート  
の自由記述欄は、  
本当に公開できな  
い文書？

保護者からの自由記述欄  
に、校則についてのご意  
見が多く寄せられている  
可能性がわかったため情  
報公開請求をしたところ、  
**すでに公開している学校  
があるにもかかわらず、  
一件も公開されなかった。**

21町教学指第3785号  
2021年11月12日

公文書非公開決定通知書

矢口 真由 様

町田市教育委員会  
教育長 坂本 修



2021年10月18日に請求されました公文書の公開につきましては、次の  
とおり公開しないことと決定しましたので、町田市情報公開条例第7条第1項及び第  
2項の規定により、通知します。

請求の内容	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（ <input checked="" type="checkbox"/> すべて <input type="checkbox"/> 閲覧後必要部分のみ <input type="checkbox"/> 郵送希望）
公文書の件名	2019年度及び2020年度学校評価における保護者アンケート自 由記述全て（ともに個人情報を除く）
公開しない 理 由	町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されう るため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、 または識別されうるため。 町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当 学校評価のため公開を前提とせず行ったアンケートであり、公開する ことにより、アンケートに対し率直な意見が得られなくなるなど、今後 の学校評価業務の実施を著しく困難にすると認められるため。
公開できるよ	<input type="checkbox"/> 以降に再度請求してください。

# 非公開の理由が全く納得いくものではない。

- 理由1  
個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるため。また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、または識別されうるため。（町田市情報公開条例第5条第1項第1号）
- 理由2  
学校評価のため公開を前提とせず行ったアンケートであり、公開することにより、アンケートに対し率直な意見が得られなくなるなど、今後の学校評価業務の実施を著しく困難にすると認められるため。（町田市情報公開条例第5条第1項第4号）

**理由1に対して**：個人情報を除いて資料を要求している。そもそも第5条には「請求に係る公文書に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該公文書の公開をしなければならない。」とある。筆跡が個人情報というなら、オンラインで回収したものは出せるはずだし、内容そのものが個人情報が含まれるのであればその部分は削除して公開できるはず。

**理由2に対して**：どこの学校も、自由記述欄の公開については特に何も説明せずにアンケートをとっているが、公開している学校もある。

# 保護者アンケート、児童生徒へのアンケートは、記名？匿名？

- 数少ない、公開されている保護者アンケートの自由記述欄を見ると、アンケートは匿名で行うべきではという意見が見受けられる。
- すでに、匿名でアンケートを回収している学校も複数ある。

匿名の学校の状況など確認して、  
**できる限り匿名に**すべきでは。  
文科ガイドラインでも、  
**第三者評価の評価の視点として、**  
**「評価を行った児童生徒・保護者の匿名性の担保への配慮の状況」とある。**

## ■ 教育目標・学校評価

### ○教育目標の設定と自己評価の実施状況

- ・児童生徒や学校の実態、保護者や地域住民の意見や要望を踏まえた学校としての目標等の設定の状況
- ・学校の状況を踏まえ重点化された短(中)期の目標等の設定の状況
- ・目標等を踏まえた自己評価の評価項目の設定の状況
- ・自己評価が年に1回以上定期的に実施されているかなど実施の状況
- ・自己評価の結果の翌年度の目標等の改善への活用状況
- ・全教職員が評価に関与しているかなど体制の状況
- ・外部アンケート等の実施と自己評価への活用状況
- ・授業など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った児童生徒・保護者の匿名性の担保への配慮の状況
- ・自己評価の結果の設置者への報告の状況
- ・(データ等)学校の目標・計画等